

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和元年6月6日（令和元年（行情）諮問第64号）

答申日：令和2年6月30日（令和2年度（行情）答申第109号）

事件名：「日常生活，社会生活に制限を受けるもの」の判定手続き，判定機関がわかる文書（発達障害者支援法に関するもの）の不開示決定（不  
存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「日常生活，社会生活に制限を受けるもの」の判定手続き，判定機関がわかる文書（発達障害者支援法に関するもの）」（以下「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成31年3月15日付け○第262号により名古屋法務局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

開示請求に係る行政文書を管理している。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 原処分について

審査請求人は，処分庁に対し，本件対象文書につき法4条1項の規定に基づく行政文書の開示請求（平成31年1月11日付け受付第2569号。以下「本件開示請求」という。）をした。

処分庁は，本件開示請求について，本件開示請求に係る行政文書を保有していないため，原処分を行った。

なお，処分庁が審査請求人に対し，本件対象文書の内容の確認を行ったところ，職員の採用，人事管理及び訟務事件の処理において，発達障害者か否かの判定をする際に，根拠や参考としている厚生労働省が作成した文書のことである旨の回答を得た。

#### 2 審査請求人の主張について

審査請求人は，開示請求に係る行政文書を管理しているとして，原処分の取消しを求めている。

#### 3 原処分の妥当性について

職員の採用，人事管理等に関する事務を行っている名古屋法務局特定課及び国の利害に関係のある争訟に関する事務を行っている同局特定部内において，当該請求に関連すると考えられる行政文書について，執務室，書庫及びパソコン上の電子データを探索したが，本件対象文書の保有は認められなかった。

したがって，本件対象文書につき，これを保有していないとして不開示とした原処分は妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 令和元年6月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和2年5月29日 審議
- ④ 同年6月26日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は，本件対象文書の開示を求めるものであり，処分庁は，これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し，審査請求人は，原処分の取消しを求めているが，諮問庁は，原処分は妥当であるとしていることから，以下，本件対象文書の保有の有無について検討する。

##### 2 本件対象文書の保有の有無について

###### (1) 諮問庁の説明の要旨

上記第3の1及び3のとおり。

###### (2) 検討

ア 上記第3の1記載の本件対象文書の内容の確認に関する諮問庁の説明について，当審査会において，諮問庁から当時の口頭聴取書等の提示を受け，これを確認したところによれば，審査請求人は，本件対象文書について，職員の採用，人事管理及び訟務事件の処理において，発達障害者か否かの判定をする際に，根拠や参考としている厚生労働省が作成した文書のことである旨回答していることが認められ，上記諮問庁の説明には不自然，不合理な点は認められない。

イ 上記第3の3の本件対象文書の探索の範囲等についても特段の問題があるとは認められず，審査請求人において，本件対象文書の存在について，具体的な根拠を示しているわけではなく，また，名古屋法務局において，本件対象文書を取得し，保有していることをうかがわせる事情も認められない。

ウ 以上によれば，名古屋法務局において本件対象文書を保有しているとは認められない。

### 3 付言

原処分における不開示決定通知書には、不開示とした理由について、「開示請求に係る行政文書を保有していないため」と記載されているところ、一般に、文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に、廃棄又は亡失したのかなど、なぜ当該文書が存在しないかについても理由として付記することが求められる。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後の対応において、上記の点について留意すべきである。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、名古屋法務局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣, 委員 池田陽子, 委員 木村琢磨